

税第1056号  
令和2年10月14日

一般社団法人  
千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県不正軽油防止対策協議会会長  
千葉県総務部税務課長 見山直  
(公印省略)

### 不正軽油防止対策に係るチラシ等の送付について

日頃から、当協議会事業の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、千葉県では、秋と冬に「不正軽油防止強化旬間」を定めているほか、10月は「全国不正軽油撲滅強化月間」として、県内各所における集中的な一斉路上抜取調査の実施や広報等による啓発活動を行い、不正軽油の防止に取り組んでおります。

そこで、この期間に連動した取り組みとして、本年度当協議会で作成した不正軽油防止対策に係るチラシ及びリーフレットを下記のとおり送付しますので、会員法人等各位に配布いただきますようお願いいたします。

記		
送付部数	チラシ	200部
	リーフレット	200部

#### 全国及び千葉県の不正軽油防止に係る強化期間

1. 秋の不正軽油防止強化旬間 (9月1日から同月10日まで) 千葉県
2. 冬の不正軽油防止強化旬間 (12月1日から同月10日まで) 千葉県
3. 不正軽油撲滅強化月間 (10月1日から同月31日まで) 全国

#### 【 担当 】

千葉県総務部税務課軽油引取税室

主事 越後谷孝大

電話：043-223-2170